

防爆形電気機器の引用規格等に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 H 編
高速船規則検査要領

改正事項

防爆形電気機器の引用規格等に関する事項

改正理由

本会規則において、爆発性雰囲気中で使用する電気機器は、本会が適当と認める規格である *IEC 60079* 又は *JIS* 規格に基づく試験が要求されている。また、同規則においては、本会が適当と認める国内機関が発行する指針に適合する防爆形電気機器についても爆発性雰囲気中での使用を認めている。

この程、*JIS* 規格においても、現行 *IEC* 規格に整合させるべく見直しが行われており、電気機器の防爆構造に関する規格である *JIS C 0931*、*0932* 及び *0934* の規格がそれぞれ *JIS C 60079-1*、*60079-2* 及び *60079-7* として改められた。また、本会が適当と認める国内機関が発行する指針においても同様に見直しが行われており、その要件が改められている。

今般、防爆形電気機器の引用規格等を最新版に改めるとともに、廃止になった規格を削除した。

改正内容

- (1) 防爆形電気機器に関する *JIS* 規格等の引用先及び指針等を最新版に改めた。
- (2) 廃止になった規格を削除した。